

## 国土利用計画法の届出

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要となります。

**【届出の対象となる面積】** 都市計画区域外 10,000㎡以上  
※浦臼町は全域「都市計画区域外」に該当するため、10,000㎡以上の土地面積の取得を行った場合、届出の対象となります。

**【届出者】** 土地の権利取得者（買主等）

**【届出期限】** 契約締結日から2週間以内

**【提出書類】**（各3部）

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地およびその付近の状況を明らかにした5,000分の1以上の図面（付近図）
- ・土地の形状を明らかにした図面（公図又は地積測量図等）
- ・委任状（代理人が届出する場合）

※必要に応じて位置図等の書類の提出を求める場合があります。



**【罰則】**

届出が必要な場合で、届出をしなかったときは、6カ月以内の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。届出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力をお願いします。

※提出様式や制度の詳細はホームページに掲載していますので、下記のURLまたはQRコードよりご覧になれます。



<https://www.town.urausu.hokkaido.jp/kurashi/tyousei/mati-keikaku/kokudoriyou.html>

届出・お問い合わせ 総務課企画係 電話：68-2111

## 10月は里親月間です

こども家庭庁では毎年10月を里親月間と定めています。

「里親」とは様々な事情で親と離れて暮らすこどもたちを家庭に受け入れ、愛情と正しい理解を持って養育する人のことをいいます。温かい家庭での生活はこどもが健全に成長するための大きな支えとなります。

里親には養子縁組を前提とする養子縁組里親と、期間を定めてこどもを養育する養育里親があります。里親になるためには養育環境など一定の要件を満たしていることと登録申請・研修受講が必要です。こどもたちのためにご協力をお願いします。

詳しくはこども家庭庁のホームページをご確認いただくか、岩見沢児童相談所へお問い合わせください。



こども家庭庁  
里親制度

お問い合わせ 岩見沢児童相談所 電話：0126-22-1119

## ご誕生おめでとございます!



ふじ た  
藤 田

かえで  
楓 ちゃん



ふじ た  
藤 田

あおい  
蒼 くん

令和6年8月1日生(浦臼第2町内)



保護者 藤田 祐輔 さん  
          笹子 さん

一言 元気に大きくなってね!

## とどけよう倶楽部ゆめや 今年度営業終了のお知らせ

今年度の営業も残すところ、あとわずかとなりました。  
最終営業日まで、多くのご来店をお待ちしております。

### 【最終営業日】

10月20日(日)

### 【営業時間】

8:30~16:30

### 【定休日】

月曜日(祝日の場合翌火曜日休み)



お問い合わせ 事務局 大平 由香里 電話:090-7056-1782

## 歯~とふるフェスティバル 2024

開催日時:令和6年11月9日(土) 13時20分より(13時より受付開始、申込不要)

会場:滝川市花月町1丁目2-26 ホテル三浦華園1階 オーロラホール

内容:お子様を対象に歯・口の健康に関するお話会と本の提示。

(お話会で実施のクイズ参加者にはもれなくデンタルグッズを差し上げます。)

参加費:無料

お問い合わせ 空知歯科医師会事務局 電話:22-4539

(受付時間:平日 13:00~17:00)